

グリーンケア善行 訪問介護・介護予防訪問介護料金表 (1割負担)

1 訪問介護の介護報酬に係る費用 (利用者負担1割分)

平成27年8月1日現在

項目	サービス1回当たりの料金					
	所要時間及び内容	単位	所要時間及び内容	単位		
①基本 下段()内は、利用者1割負担額を円に換算し表示したものです。ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。	身体介護	20分未満	165単位 (179円)	生活援助	20分以上 45分未満	183単位 (199円)
		20分以上 30分未満	245単位 (266円)		45分以上	225単位 (244円)
		30分以上 1時間未満	388単位 (421円)			
		1時間以上 1時間30分未満	564単位 (612円)			
		以降30分を増す毎に	80単位 (87円)			
②加算	初回加算	サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問した場合			200単位/月 (217円)	
	緊急時 訪問介護加算	利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合			100単位/回 (109円)	
	介護職員処遇改善加算 (I)	介報酬総単位数 (基本サービス費+各種加算減算×サービス別加算率 (8.6%) <1単位未満の端数四捨五入>×1単位の単価				

* 利用者負担額(1割)の算出方法

- ①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.84円=〇〇円 (1円未満切り捨て)
 〇〇円 - (〇〇円×0.9 (1円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額)
 ※10.84円は、藤沢市(4級地)の地域単価

2 介護予防訪問介護の介護報酬に係る費用 (利用者負担1割分)

項目	一月当たりの利用料金			
①基本額	介護予防訪問介護費 (I)	1週に1回程度	1,168単位 (1,267円)	
	介護予防訪問介護費 (II)	1週に2回程度	2,335単位 (2,532円)	
	介護予防訪問介護費 (III)	上記(II)の回数の程度を超える以上の回数	3,704単位 (4,016円)	
②加算	初回加算	サービス提供責任者が初回に訪問した場合		200単位/月 (217円)
	介護職員処遇改善加算 (I)	介報酬総単位数 (基本サービス費+各種加算減算×サービス別加算率 (8.6%) <1単位未満の端数四捨五入>×1単位の単価		

* 利用者負担額(1割)の算出方法

- ①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.84円=〇〇円 (1円未満切り捨て)
 〇〇円 - (〇〇円×0.9 (1円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額)
 ※10.84円は、藤沢市(4級地)の地域単価

* 上記料金表の金額とは別に、介護職員処遇改善加算Iを算定した金額を利用者負担額と合わせてお支払いいただきます。介護職員処遇改善加算とは、介護職員の処遇改善を目的とした加算です。月々のご利用単位数に8.6%を乗じた単位数を加算し、請求させていただきます。平成24年4月の法改正に伴い、ご利用者の方にも利用者負担額と同様に1割分を負担していただくようになりました。

3 運営基準に定められたその他の費用

項目	金額	説明
その他の費用 (交通費)	実費	<p>当事業所の通常の事業の実施地域外にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。</p> <p>通常の実施地域を越えてから</p> <p>1 3 km以上 5 km未満 1回（往復）につき500円</p> <p>2 5 km以上 1回（往復）につき1,000円</p>

4 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	<p>区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。 （介護予防訪問介護のケアプラン上のサービスについては月額一律料金です。）</p>

5 介護保険対象外のサービス

項目	金額	説明
介護保険 対象外サービス	身体介護 2,500円 生活援助 2,000円	介護保険の対象外となる援助内容の料金です。

グリーンケア善行 訪問介護・介護予防訪問介護料金表(2割負担)

1 訪問介護の介護報酬に係る費用 (利用者負担2割分)

平成27年8月1日現在

項目	サービス1回当たりの料金					
	所要時間及び内容	単位	所要時間及び内容	単位		
①基本 下段()内は、利用者2割負担額を円に換算し表示したものです。ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。	身体介護	20分未満	165単位 (358円)	生活援助	20分以上 45分未満	183単位 (397円)
		20分以上 30分未満	245単位 (531円)		45分以上	225単位 (488円)
		30分以上 1時間未満	388単位 (841円)			
		1時間以上 1時間30分未満	564単位 (1223円)			
		以降30分を増す毎に	80単位 (174円)			
		②加算	初回加算		サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問した場合	
緊急時 訪問介護加算	利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合			100単位/回 (217円)		
介護職員処遇改善加算 (I)	介報酬総単位数 (基本サービス費+各種加算減算×サービス別加算率 (8.6%) <1単位未満の端数四捨五入>×1単位の単価					

* 利用者負担額(2割)の算出方法

①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.84円=〇〇円 (1円未満切り捨て)

〇〇円 - (〇〇円×0.8 (1円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額)

※10.84円は、藤沢市(4級地)の地域単価

2 介護予防訪問介護の介護報酬に係る費用 (利用者負担2割分)

項目	一月当たりの利用料金			
①基本額	介護予防訪問介護費 (I)	1週に1回程度	1,168単位 (2,533円)	
	介護予防訪問介護費 (II)	1週に2回程度	2,335単位 (5,063円)	
	介護予防訪問介護費 (III)	上記(II)の回数を超え る以上の回数	3,704単位 (8,031円)	
②加算	初回加算	サービス提供責任者が初回に訪問した場合		200単位/月 (434円)
	介護職員処遇改善加算 (I)	介報酬総単位数 (基本サービス費+各種加算減算×サービス別加算率 (8.6%) <1単位未満の端数四捨五入>×1単位の単価		

* 利用者負担額(2割)の算出方法

①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.84円=〇〇円 (1円未満切り捨て)

〇〇円 - (〇〇円×0.8 (1円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額)

※10.84円は、藤沢市(4級地)の地域単価

* 上記料金表の金額とは別に、介護職員処遇改善加算Iを算定した金額を利用者負担額と合わせてお支払いいただきます。介護職員処遇改善加算とは、介護職員の処遇改善を目的とした加算です。月々のご利用単位数に8.6%を乗じた単位数を加算し、請求させていただきます。平成24年4月の法改正に伴い、ご利用者の方にも利用者負担額と同様に1割分を負担していただくようになりました。

3 運営基準に定められたその他の費用

項目	金額	説明
その他の費用 (交通費)	実費	<p>当事業所の通常の事業の実施地域外にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。</p> <p>通常の実業の実施地域を越えてから</p> <p>1 3 km以上 5 km未満 1回（往復）につき500円</p> <p>2 5 km以上 1回（往復）につき1,000円</p>

4 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	<p>区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。 （介護予防訪問介護のケアプラン上のサービスについては月額一律料金です。）</p>

5 介護保険対象外のサービス

項目	金額	説明
介護保険 対象外サービス	身体介護 2,500円 生活援助 2,000円	介護保険の対象外となる援助内容の料金です。